# 省　令

**○財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号**

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十七条第一項及び第四十六条の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月十三日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （施設認定農林水産物等）<br>**第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物<br>四　（略）<br>（都道府県知事等が認定する適合施設の種類）<br>**第十五条**　法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定する適合施設の種類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。<br>一・二　（略）<br>三　アメリカ合衆国、インド、欧州連合の構成国、シンガポール、中華人民共和国又はベトナムに輸出される水産物 | （施設認定農林水産物等）<br>**第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物<br>四　（略）<br>（都道府県知事等が認定する適合施設の種類）<br>**第十五条**　法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定する適合施設の種類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。<br>一・二　（略）<br>三　アメリカ合衆国、インド、欧州連合の構成国、中華人民共和国又はベトナムに輸出される水産物 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。